

正誤表

『企業における裁判に負けないための契約条項の実務』の正誤表を以下に示します。
訂正してお詫び申し上げます。

株式会社 青林書院

該当箇所	誤	正
9 頁「契約条項」内	Xは、Yに対し、	Yは、Xに対し、
13 頁〔条項例・A案〕内	Xは、Yに対し、建築基準法7条5項	Yは、Xに対し、建築基準法7条5項
131 頁～132 頁 「(2) 秘密保持義務違反の成否」以下の破線内を		の通り改めます（以下の通り）。
132 頁 「(1) 不正競争行為の成否」以下の破線内の下から7行分を削除します（以下の通り）。		
327 頁「契約条項」内	③ ……甲の職員と……	③ ……Xの職員と……

(誤)		
6	秘密保持 設例 1	131
<p>商品の仕入価格（卸売価額）は、被告が売買契約の当事者たる買主としての地位に基づき、売主との間の売買契約締結行為ないし売買価格の合意を通じて原始的に取得し、被告自身の固有の情報として保有していたものであって、原告が保有し管理していた情報を取得し、あるいは原告から開示を受けたものではない。</p> <p>したがって、被告との関係においては、原告商品の仕入価格（卸売価格）は、その保有者から示されたもの（不正競争2条1項7号）ではない。</p> <p>仮に売買価格につき買主が売主との間で秘密保持の合意をしていたとしても、それは買主が、自己の地位に基づいて原始的に取得して保有する固有の情報につき本来的に有する自己の開示権限を、自主的に制限することを約したというにとどまるから、そのような合意に反して買主が売買価格を開示したとしても、売主との間で契約上の義務違反の問題を生ずることはあっても、不正競争防止法上の不正競争行為に該当することにはならない。</p>		
<p>(2) 秘密保持義務違反の成否</p> <p>本件サポート契約は、本件契約の当事者たる小売店に対する販売支援として、被告が機械設備等を貸与し、売上管理、仕入管理、在庫管理等の業務に便宜を与える趣旨で締結されるものであって、本件取引契約との関係では、付随契約に該当するものであるから、そもそも本件サポート契約の違反行為が、直ちに基本契約である本件契約の解除事由となると解することはできない。また、被告は、被告商品の仕入価格（卸価格）の開示行為が本件サポート契約違反となると言うが、被告商品の仕入価格（卸価格）は同契約〇条により原告が守秘義務を負う機密に該当するものではないから、原告の同契約違反をいう被告の主張は失当である。……本件サポート契約第〇条により、契約当事者が機密保持義務を負うのは、「本契約〔執筆注：本件サポート契約のこと〕に基づき取得した乙データ」である。すなわち、本件サポート契約を締結しなくても自ら原始的に取得することのできる仕入価格、仕入商品数、売上高、支払額、在庫商品数等の情報は、同契約に「基づいて取得した」データではないから、同条により機密保持が義務づけられているデータには該当しない。前記のとおり、被告商品の仕入価格（卸価格）は、原告が被告との売買契約の当事者たる買主としての地位に基づき、売主との間の売買契約締結行為ないし、売買価格の合意を通じて原始的に取得し、原告自身の固</p>		

(正)		
6	秘密保持 設例 1	131
<p>商品の仕入価格（卸売価額）は、被告が売買契約の当事者たる買主としての地位に基づき、売主との間の売買契約締結行為ないし売買価格の合意を通じて原始的に取得し、被告自身の固有の情報として保有していたものであって、原告が保有し管理していた情報を取得し、あるいは原告から開示を受けたものではない。</p> <p>したがって、被告との関係においては、原告商品の仕入価格（卸売価格）は、その保有者から示されたもの（不正競争2条1項7号）ではない。</p> <p>仮に売買価格につき買主が売主との間で秘密保持の合意をしていたとしても、それは買主が、自己の地位に基づいて原始的に取得して保有する固有の情報につき本来的に有する自己の開示権限を、自主的に制限することを約したというにとどまるから、そのような合意に反して買主が売買価格を開示したとしても、売主との間で契約上の義務違反の問題を生ずることはあっても、不正競争防止法上の不正競争行為に該当することにはならない。</p>		
<p>(2) 秘密保持義務違反の成否</p> <p>本件サポート契約は、商品の継続的供給契約に伴う付随的なサービスを提供するためのものであると認められる。</p> <p>このようなサポート契約については、上記のように、あくまで付随的な契約であり、……その契約内容は通常の通信システムの貸与契約の範囲を出ないものであって、被告が違反していると原告の主張する前記取引理念と、結び付くような内容も認められないから、本件サポート契約の内容が、原告が基本契約3条違反として主張する解除事由の存否についての前記判断を左右するものではない。……</p> <p>原告は、被告が原告商品の仕入価格を開示した行為をもって、本件サポート契約2条所定の「乙データ」を開示するものであり、同契約5条1項の定める秘密保持義務に違反すると主張するが、そのような義務違反は認定できない。……</p> <p>被告は、「サポート契約に基づき取得した乙データ」について同契約5条1項に基づく守秘義務を負うものであるが、前述のとおり、原告商品の仕入価格は、被告が売買契約の当事者たる買主としての地位に基づき、売主との間の売買契約締結行為ないし売買価格の合意を通じて原始的に取得し、同被告自身の固有の情報として保有していたものであって、「サポート契約に基</p>		

(誤)

132

第1章 一般条項と裁判事例

有の情報として保有していたものであって、「サポート契約に基づき取得した」データとはいえないから、同契約○条に基づき原告が守秘義務を負う情報には該当しない。したがって、いずれにしても、被告の本件サポート契約違反を理由とする解約の主張は、採用することができない。

3 本裁判例

東京高裁は、以下のとおり判示して、原判決の判断は相当であり、控訴はすべて理由がないため棄却すべきであるとした。

(1) 不正競争行為の成否

被控訴人が一般消費者に開示したのは、被控訴人が販売しようとしている控訴人商品の仕入価格、つまり、控訴人と被控訴人との間における控訴人商品の売買代金額である。いうまでもなく、売買代金額は、売買契約の主要な要素の一つであり、契約当事者が合意することにより形成されるものである。本件においても、控訴人と被控訴人が卸し・仕入れとして、売買代金額（控訴人にとっての卸価格、被控訴人にとっての仕入価格）を合意したことにより、仕入価格という情報が成立し、双方が保有することになったのであり、控訴人が保有していたものが被控訴人に「示された」ものでないことは明らかである。

被控訴人は、控訴人商品に関する売買代金額という情報を「示された」のではないのであるから、これを一般消費者に開示しても、不正競争防止法2条1項7号が対象とする行為には該当しないことが明らかである。

また、原告商品の仕入価格は、不正な手段により取得され（不正競争2条1項4号）、あるいは取得に際して不正取得行為（同項5号・6号）もしくは不正開示行為（同項8号・9号）が介在等したものに該当する余地もないから、被控訴人の行為は不正競争防止法上の不正競争行為に該当しない。

(2) 秘密保持義務違反の成否

サポート契約書の前文において、「被控訴人（甲）と控訴人（乙）とは、乙が企画・開発したサポートVAN（本システム）を実施する間、本システムを利用した情報処理業務等に関し、以下の事項を約定し、サポートVAN契約（本契約）を締結する。」とされているのであり、本契約とは、サポートVANを実施する間の情報処理業務等に関する事項を約定したものである

(正)

132

第1章 一般条項と裁判事例

「基づき取得した」ものではないから、同契約5条1項に基づき被告が守秘義務を負う情報に該当しない。……

したがって、本件サポート契約について、同契約の条項違反を理由とする解約事由（同契約15条）が存在するということができない。

3 本裁判例

東京高裁は、以下のとおり判示して、原判決の判断は相当であり、控訴はすべて理由がないため棄却すべきであるとした。

(1) 不正競争行為の成否

被控訴人が一般消費者に開示したのは、被控訴人が販売しようとしている控訴人商品の仕入価格、つまり、控訴人と被控訴人との間における控訴人商品の売買代金額である。いうまでもなく、売買代金額は、売買契約の主要な要素の一つであり、契約当事者が合意することにより形成されるものである。本件においても、控訴人と被控訴人が卸し・仕入れとして、売買代金額（控訴人にとっての卸価格、被控訴人にとっての仕入価格）を合意したことにより、仕入価格という情報が成立し、双方が保有することになったのであり、控訴人が保有していたものが被控訴人に「示された」ものでないことは明らかである。

削除

(2) 秘密保持義務違反の成否

サポート契約書の前文において、「被控訴人（甲）と控訴人（乙）とは、乙が企画・開発したサポートVAN（本システム）を実施する間、本システムを利用した情報処理業務等に関し、以下の事項を約定し、サポートVAN契約（本契約）を締結する。」とされているのであり、本契約とは、サポートVANを実施する間の情報処理業務等に関する事項を約定したものである